

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月17日（金） 午後2時00分～午後3時40分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委 員	津 田 嘉 春
委 員	狩 野 安 徳
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	石 倉 尚 正
委 員	村 岡 繁 樹
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	井 谷 匡 志
	次 長	井 上 太 郎
	副主査	堀 井 理 沙

京都府水産課	主 査	山 本 圭 吾
	技 師	水 谷 昂 栄

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	主幹兼係長	宮 嶋 俊 明
	主 査	廣 岡 信 康

舞鶴市農林水産振興課	係 長	上 野 利 彦
------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 知事許可漁業における制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

5. 議事
井谷局長

定刻となりましたので、第8回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。委員の皆さま並びに関係者の皆さまにおかれましては、本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

今回は、今年度最初の委員会となります。今年4月に知事選がありましたので、5月に京都府の定期人事異動がございました。ただ、昨年度から事務局職員の異動はございません。このメンバーで今年も進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

昨年度は、2月22日に最後の委員会を開催させていただきましたが、その後、ロシアがウクライナに侵攻し、世界の情勢が一変した状況になりました。水産の方も、原油の高騰ですとか資材の高騰、ロシア産輸入水産物等は不都合が生じ、状況が急激に変化しております。

委員の皆さまも各浜の方と話をされると思いますが、浜の皆さんのようなことで困っておられるのか、そういう情報がありましたら水産事務所、海洋センターに教えていただければと思います。

一方、コロナウイルス感染症ですが、第6波の感染のピークは過ぎたように感じていますが、以前のように感染者数が急激に下がることはありませんが、重症者数や病床の占有率も減少しており、国、京都府は観光業等の活性化へアクセルを踏んでいこうかという状況になっておりますし、海外からの観光客の受入れも再開するようですので、府内水産物の需要も増えてこないかなと希望を持っているところです。

しかし、国内の感染は今も続いており、知事をはじめとして府からお願いしているとおおり、「一人ひとりが感染しない、させない、広げない」という意識を持っていただき、慎重な行動をお願いしたいと思います。本日の委員会におきましても、ご覧の様にアクリル板を設置し、席の間隔も広くしております。発言の際にはマイクを用いていただきますようお願いいたします。

本日、吉本委員がやむを得ない事情で欠席されており、出席委員は9名で委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。

それではここからは会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

6月の中旬になり梅雨に入りましたが、本日は宮津も驚くほど暑く、天候や海況はどうかと少し心配するところです。こちらに向かう途中で「道の駅舞鶴港とれとれセンター」に

寄りましたが、丹後とり貝や育成岩がき、サザエ、アワビ、白いかなど季節を代表する魚種が販売されていました。今後とも天候状況で海況に影響がないことを祈りつつ、委員会を開催させていただきたいと思います。

まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。狩野委員、石倉委員よろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。まず第1号議案「特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」を審議します。諮問でございます。京都府から説明をお願いします。

(水産課)
水谷技師

(資料1-1に基づき説明)

葎矢会長

只今の第1号議案についての京都府からの説明にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

私から一点質問します。ずわいがに漁獲可能量は、令和3管理年度34トンから令和4管理年度32トンに減っているのは、国がA海域のずわいがに資源の状況から判断したということでしょうか。それとも何か他に原因があるのでしょうか。

水谷技師

会長の仰るとおり、A海域の資源の減少が理由です。国の研究機関からは、今回がいわゆる資源の底で、次の漁期からは回復していくという試算が出ていますので、今年の漁獲可能量が一番少ないと理解しています。

葎矢会長

ありがとうございます。令和4管理年度は一番底の時の割当であり、次年度以降は資源が回復し漁獲可能量が増加すると。海洋センター平安丸の調査も踏まえ、そういった調査結果を国が取りまとめ、報告しているのですね。

水谷技師

そうです。

葎矢会長

その他何かございませんか。

川崎委員

底びき網漁業者の方に聞くと、近年、カニが全部西の方へ寄っていると。昔は東、経ヶ岬沖にいたものがおらず、兵庫県境まで行かないとしない。兵庫県に入って漁をされているようです。近頃のカニの生息状況、移動はどの様になっているのか教えてください。

(水産事務所)

宮嶋主幹

川崎委員の仰るとおり、私もカニが少し西に寄っているという話は聞いております。この移動については非常に興味があるところですが、まだこうだというような証拠とか、実証結果は出ていなかったと思います。カニは定着性ですので、あまり移動しないように思えるんですが、実は結構移動すると。大きくは移動しませんが、京都と兵庫の間であれば移動するということが標識放流等の結果でわかりましたので、今後、同様の傾向が続くようでしたら、海洋センター等で調査されると考えております。

葭矢会長

そういう漁業者の意見を十分にお聞きして、海洋センターの調査手法とか調査船建造に反映させてもらえたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

その他何かございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長

特にご発言がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。

それでは第2号議案「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」を審議します。諮問でございます。京都府から説明をお願いします。

水谷技師

(資料2-1, 2-2に基づき説明)

葭矢会長

只今の第2号議案につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか。

定置協会、漁業者の方から、くろまぐろの資源の関係からもっと獲れるのではないかと。増枠を考えて欲しいという要望に対して、京都府はどの様に水産庁へ要望されてますか。

水谷技師

今年の春の政策提案では、京都府水産課長から水産庁のくろまぐろ資源管理担当部署へ直接、増枠の要望をしました。

葭矢会長

ありがとうございます。他にご意見ご質問ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長

今回の諮問内容については、事前に京都府から定置協会に意見照会をし、定置協会からは「まあ仕方ない」という回答をいただいているとのことでした。

特にご発言がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。

それでは第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について」を審議します。諮問でございます。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

廣岡主査

(資料3-1に基づき説明)

葭矢会長

只今の第3号議案について、何かご意見ご質問等ございませんか。

川崎委員

この協定については、舞鶴地区の底びき漁業者が主となると思いますが、舞鶴と福井の双方は協定内容を知っているんですか。今年の入会の隻数はこうなりますよとか。

廣岡主査

本協定につきましては、京都府底連と福井県底曳協会の間で、本年6月2日付けで、お互いに押印し成文を取り交わしておりますので、内容については十分にすり合わせ、合意済みであるということです。

川崎委員

わかりました。以前から京都の海では、福井の漁船の方が京都の漁船よりも数倍多く操業をしています。京都の小型底びき漁船は5隻になりました。いずれ舞鶴の漁船はもっと少なくなると思います。最後には京都の海が福井の漁船の海になりそうです。そうならないよう京都府にお願いしたいと思っています。

(水産事務所)

戸嶋課長

川崎委員から舞鶴船が非常に少なくなっているというところ

ろもありまして、福井の海になるんじゃないかというような危惧、大変大きな危惧を抱かれているということにつきましては、京都府としましても非常に憂慮しております。なかなか底びき漁船を増やすことについては難しいところではありますけれども、京都府としましても今後、何とか底びきの振興につきまして考えていかないといけないと思っております。ただ、直ぐに解決できる問題ではないので、本庁も含めて振興策を考えていきたいと思っております。

葭矢会長

ありがとうございます。その他に何かございますか。

底びき網漁業、定置網漁業とも経営体を作っていくのはなかなか大変なんだと思います。冒頭、事務局長からウクライナとロシアの話がありましたが、あれも資源をめぐる紛争と聞いております。やはり日本周辺の資源は日本が延々と培ってきた漁場ですので、経営者となる意思のある方々を中心に、新たな経営体の育成を国や府の方で色々と英知を出していただいてお願いしたいと思っておりますのでよろしく願います。

その他何かございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長

特にご発言がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。

議案はこれで終了しましたので、報告事項に移ります。報告事項1「資源管理の状況等の報告について」を京都府からお願いします。

(水産課)

山本主査

(報告資料1-1, 1-2に基づき報告)

葭矢会長

只今の報告事項について、ご意見ご質問等ございませんか。これだけの作業、取りまとめ大変だったと思います。全体通して行使されていない部分、完全に行使されていない所もあります。区画漁業権は、基本的に効率よく養殖がなされ、当初の計画期間よりも短期間で生産物ができたということ

で、本当なら「◎」が付くような話ですが、表の整理上は「△」にしているということですね。それと、定置漁業権は、問題のある3漁場をどの様にしていくのか、今後、委員会でも議論になると思います。定置漁業も底びき網漁業と同様に経営者育成のハードルが高い部分がありますので、直ぐには難しいと思いますが、京都府の方で漁場管理や生産団体、生産を底支えするための経営者の育成を色々と検討していただければと思います。

その他何かございませんか。次に漁場計画の報告がありますので、全体でご意見いただければと思います。

報告事項2「第15次漁場計画について」を京都府からお願いします。

山本主査 (報告資料2-1に基づき報告)

葭矢会長 只今の報告事項について、ご意見ご質問等ございませんか。先ほどの行使状況の結果も踏まえてでも結構ですので。

只今の報告は、端的に説明すると前回の基本的な考え方から大きく変わった点がありますか。

山本主査 前回の基本的な考え方は、それまでの考え方を若干修正するような形で、時期に合った形にしていますが、今回は法改正という大きな動きがありましたので、法定事務として皆さまが経験されたことのないようなことも含めて、大きく体裁を変えておりますので、先ほど言葉の端々で前回の考え方と同じですと言ったところ以外は、ほぼ変えているという状況です。ただ、内容としましては、改正法に基づく先ほどの資源管理の状況等の報告も含め、京都府が適切かつ有効な場合、どういう風な動き方をするかというところに焦点が絞られているという認識で作っております。

葭矢会長 ありがとうございます。どうでしょうか。

八木副会長 今度の漁場計画にあたっては、幸いにして海洋センターの方で素晴らしい船を計画されているようですね。日本海の海況と魚種の関係や、現在、高水温になっている中で、どんな魚種の移動があるのか。そういったところを十分に調査研究していただきたいと思っています。と言いますのは、いわしとぶりでは、全然漁場が違ってくると。ぶりの場合は往時から磯に、いわし・さばは沖合だと想定されていましたが、こういった海の環境がどの様になるのか。直ぐにはわからな

いと思いますが、それぞれの海区の調査、あるいは資料を取り寄せていただき、京都の海は今後、どの魚種が増減するのかなどの予測を立てていただければと思います。

それらを考慮した上で漁業者が操業すれば、今後の京都府の漁業の発展に繋がるかと思しますので、よろしく願います。

山本主査

ありがとうございます。委員ご指摘のありました来遊魚種の予測、これ非常に難しいところではありますが、国の研究機関とも連携して、資源管理や資源の実態の把握に京都府も努めておりますので、可能な限りそういった取組の成果が出るよう進めてまいりたいと思います。先ほどお話のありました新船、平安丸ですが、本年度中に竣工予定としております。新たな機器として海底地形等を検査するソナー、海底地形探査装置を備え付ける予定です。この心としましては、先ほど委員ご指摘の最適な漁場の確保といったところについて、今まで海底地形といったファクターは特に検討できておりませんでしたので、場合によっては定置網や区画の養殖施設の最適な設置場所や急潮被害の起こりにくい場所の選定などに活用できるよう、今後、研究を進めていく予定で新船を建造しております。新船、新しい機器が漁業生産に繋がっていくような研究に努めてまいりたいと考えております。

八木副会長

ソナーの話が出てきましたが、平安丸が何を目標にして、どのような機器を備え付けて、どういった調査をするのか。そういった設備状況の関係や調査内容等の話を聞かせてもらったり、資料がもらえると非常にありがたいと思しますので、お願いします。

山本主査

平安丸建造のスケジュールは先ほど申し上げましたとおり年度内に竣工予定としておりますので、八木委員のご意見も踏まえ、漁業関係者や受益者の皆さまには、どういった成果を求めていくのかということはどこかで説明させていただきたいと思っておりますので、時期や方法を検討した上でお示しさせていただきます。

葭矢会長

その他に何かご質問ご意見等ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長

特にないようですので、報告事項3「全国海区漁業調整委

員会連合会通常総会について」を事務局からお願いします。

井上次長

(報告資料 3-1, 3-2 に基づき報告)

葭矢会長

只今の報告事項につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

八木副会長

この要望書に福井県は入っていますか。

井上次長

福井県は入っています。全漁調連事務局からは、本要望に関して特に強く言っているのは、京都府、兵庫県及び長崎県と聞いています。日本海ブロックは昨年度、京都府が幹事でしたので、各府県連名で全漁調連事務局へ提出しました。また、長崎県の担当者からは、九州ブロックも各県連名で全漁調連事務局へ提出したと聞いております。

川崎委員

長崎県は遊漁船が多いみたいです。まぐろ釣りに行くにも1年待ちとかそれぐらい人気がある魚種みたいです。そういったことを考えると、定置との兼ね合いが難しいので、全漁調連からの回答がまだないんだと思います。

葭矢会長

ありがとうございます。これは日本海ブロックとして書面で整理し要望したものが、全漁調連は少数意見だから議題にしない、削りますと言われても、私の一存では回答できませんので、事務局と相談し、総会の表決書には、まぐろの資源管理については承認しかねない。承認・不承認に「○」を付けずに提出しました。

この要望は先ほど事務局が言いましたように、九州ブロックと日本海ブロックから出ていますので、各県、各ブロックの事情は異なりますが、やはり困っていることについては、全漁調連事務局も要望内容を完全に削ってしまうのではなく、最低、付則事項の形で、内容を書く様なやり方がよかったなと個人的には思います。今のところ、全漁調連からの回答を待っているところです。

他に何かご意見ご質問ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長

なければ、報告事項4「大中型まき網漁業との調整について」を事務局からお願いします。

井上次長

(報告資料4-1に基づき報告)

葭矢会長

補足説明をさせていただきますと、11月から12月末までは沿岸漁業者は定置でぶりが一番儲かる重点時期、ボーナス期なので、この時期はまき網操業を止めてほしいという言い方をしました。まき網漁業者は、「沖合でのまき網操業と沿岸、定置網での漁獲・資源の関係の説明ができますか。」とやってきましたが、あまりこの話を深入りすると決裂しますので、途中差し控えました。これは資源・科学的なデータで云々という議論ではなく、沿岸漁業者の心理的なこともあるので、11月から12月末まではある程度、配慮してまき網を操業してほしいと要望しました。このことについては、後日文書で回答があります。

A I Sについては、石川県庁の方から、法令上、一定のトン数以上の船にはA I S設置義務があるが、それ以下には設置義務はないという話をされました。まき網漁業会社の代表者の方々は詳細をご存知なく、協議会の専務から、法律をきちんと読んでいないのでわからないが、まき網漁船が法令上、該当するかどうかは調べないとわからないと。A I Sを設置している船でも法律上義務がなければ、ほとんどの船は作動させないだろうという発言がありました。会議後、聞いてみると、出席されていた船団の船にはA I Sは全て設置されているのではないかとということでした。

来年もこの様な機会があれば、A I Sが設置されていることを踏まえて話をしたいと思います。

八木副会長

まき網船団は、疑わしい場所で操業していないとのことですか。そうじゃないでしょ。A I Sのスイッチを消しているところに釘を刺さないと。全部の船がA I Sを設置していても、疑わしい場所では作動させないですよ。また、まき網船が作動させても水産庁が場所を教えてくれないでしょ。その辺りを相手と交渉してください。

井谷局長

八木委員が仰っている水産庁が場所を教えてくれないのはVMSのことだと思います。A I Sは一定の大型船に設置され、作動すればインターネットで航跡が見られます。まき網船もA I Sを設置していますが、出航したらみんな電源を切っているようです。

八木副会長

作動させるとどこで操業したか人に見られるので、出航したらみんな電源を切るなんて、A I Sを設置している意味が

ないでしょう。

葭矢会長

この要望は、以前、府沿岸ではえ縄漁船とまき網との事故があったので、大中型まき網漁業との調整を考える会の幹事会では、まずは安全確保についてお願いしたいということで話をまとめたんですが、今、八木委員が言われたA I Sの作動も含めての話になると思いますので、来年度もこのような機会がありましたら、その辺りも含めて話をさせていただきたいと思います。個人的には、もう一人二人同行していただきたい、援護していただける方がいたらと思います。要望側は私と事務局だけで、相手方は沢山来られていましたので、他に何かご意見ご質問ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長

なければ、報告事項5「太平洋クロマグロ遊漁に関する委員会指示について」を事務局からお願いします。

井上次長

(報告資料5-1, 5-2に基づき報告)

葭矢会長

只今の報告事項につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。川崎委員は出席されましたが、何かありますか。

川崎委員

先ほども言わせてもらったとおり、遊漁との兼ね合いが一番難しいようで、なかなか遊漁の数も多い。それに九州では定置との兼ね合いもあり、出された委員会指示の内容で納まるのかなど。1日あたり1人1尾でいいのかという意見も出ていたので、この件はまだまだ問題があると思います。

葭矢会長

ありがとうございました。遊漁者がルールを守っているかどうかをどの様に担保していくのか。漁業指導船等が指導するんですかね。遊漁者数も多いので、どこまで担保できるかというのは難しいところではありますが。ただ、広域漁業調整委員会の方で委員会指示が発出され、これには罰則がついていると。今までよりも1ランク、2ランク厳しい資源管理や報告のルートができたことは大きな前進だと思います。他に何かご意見ご質問ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長

他にないようですので、これで報告事項を終了します。

本日は諮問事項3件、報告事項5件ありました。細かい内容の報告でしたので、帰られて読み込んでいただき、何か質問等があれば、事務局に連絡をお願いします。

それではこれで委員会を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。ありがとうございました。

【閉会 午後3時40分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和4年6月17日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員